

令和7年5月

事業者各位

(公社)京都労働基準協会 京都上支部

機械・自由研削といしの取替え等業務の特別教育開催のご案内

平素は、当支部の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、事業者に義務付けられている特別教育を下記のとおり開催いたしますので、受講いただきますようご案内申し上げます。なお、学科と実技の2日間の教育です。修了証は実技教育修了後、即日交付いたします。

■日 程 ※遅刻・早退・欠席等の場合、修了証を交付できませんのでご注意ください。

機械研削といし	学科教育	令和7年7月17日（木）	午前09時00分～午後04時55分
	実技教育	令和7年7月19日（土）	午前09時00分～午後12時10分
自由研削といし	学科教育	令和7年7月18日（金）	午前09時30分～午後02時40分
	実技教育	令和7年7月19日（土）	午後13時00分～午後03時10分

■会 場 ※学科と実技は会場が違いますのでご注意ください。

学科教育) 京都経済センター(3階3H会場) 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78

実技教育) 三菱自動車工業(株)京都製作所 京都市右京区太秦巽町1 (市バス「南広町」バス停北側)

■定 員 ※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

機械研削といし…30名、自由研削といし…30名

■受講料 ※受講申し込み後、受講料の返却はいたしませんのでご了承ください。

機械研削といし	会 員	15,400円(税込み)	テキスト代 1,320円 (税込み)
	非会員	17,600円(税込み)	
自由研削といし	会 員	11,000円(税込み)	
	非会員	13,200円(税込み)	

■申込方法

- ①申込書に記入のうえFAXにてご送信ください。FAX (075) 353-3520
- ②受講票と請求書を送付いたしますので金融機関にてお振込み願います。

■その他の留意事項

- (1) 学科・実技とも受講票を持参し受付に提出してください。
- (2) 学科教育の受付開始は開始15分前からです。
- (3) 実技教育の受付は、開始15分前からです。受講者は、三菱自動車工業(株)京都製作所中通用門の受付へ受講票を提出してください。(職員が会場へ案内します。)
- (4) 学科、実技会場とも駐車はできませんので公共交通機関をご利用ください。
- (5) 実技教育は、作業の出来る服装でご参加ください。

■申込先 公益社団法人 京都労働基準協会 京都上支部

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター4階

TEL (075) 353-3513 ・ FAX (075) 353-3520

受講番号

公益社団法人 京都労働基準協会京都上支部 殿

☐ 機械☐ 自由

研削といしの取替え等業務の特別教育申込書

いずれかに☑チェックを入れてください

申し込み日 年 月 日

受講者	フリガナ		生年月日	S・H	年	月	日生
	氏名						
	旧姓等併記希望の場合		旧姓等氏名：				
	※併記を希望する氏名等が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等）を受付時に提示してください。						
	現住所	〒					

勤務先	会社名		連絡先	担当者	
	所在地	〒		電話	
				FAX	
				携帯	

■京都労働基準協会 □会員 □非会員 (☑チェックをいれてください)

申込FAX 075-353-3520

[参照条項]

労働安全衛生法 第59条 第3項（安全衛生教育の実施）

事業者は危険または有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則 第36条（特別教育を必要とする業務）

法第59条第3項の労働省で定める危険または有害な業務は、次のとおりとする。

1. 研削といしの取替えまたは取替え時の試運転の業務

（以下 略）

安全衛生特別教育規程 第1条及び第2条（研削といしの取替え等の業務に係る特別教育）

（科目・時間等 略）